

## 第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

## 平和条約と竹島

日本が国際社会に復帰した1951年調印のサンフランシスコ平和条約

で、竹島が日本領に残されたことはよく知られている。米国は49年12月の平和条約草案で、それまでの草案では日本が放棄する朝鮮の島だった竹島を日本が保持する島に変えた。

その後、日本が保持する島々を決めた条項はなくなつたが、米国の決定に変化はなかつた。それは、50年10月の「対日講和7原則」についてのオーストラリアへの回答、51年4～5月の米英事務レベル協議の記録、そして同年7月の竹島を韓国領にするという韓国的要求を米国、オーストラリア両国が拒否したことである。

米国は2度もその決定を韓国に伝えた（1951年8月「ラスク書簡」と52年12月）が、韓国はそれを無視して竹島を不法占拠した。

2020年の『独島領土主権の実証的研究』（東北アジア歴史財団）で慎鏞夏ソウル大学名誉教授は次のように主張した。

①米国が竹島を朝鮮領にしていたのはポツダム宣言に従つたものだ。ポツダム宣言には戦後の日本の領土についてカイロ宣言の条項が実施されたり、カイロ宣言には日本は「暴力および貪慾」によって奪つた地域から駆逐されると書いてある。

②冷戦が激化する中で日本を重視する米国は竹島を日本領とする1949年12月29日付草案を作つた。一方でそれに反対する考え方があつたため、同15日付の「旧日本領土の処分に関する協定」も作成し、ここでは竹島を韓国領としていた。

③その後の草案や平和条約には竹島の名前がない。そこで、竹島の帰属をはつきり書いてポツダム宣言に忠実な「旧日本領土の処分に関する協定」にしたがつて竹島を韓国領とせねばならぬ。



## ふじい・けんじ 島根県竹島問題

研究顧問。「韓国の竹島不法占拠と新聞報道」を『島嶼研究ジャーナル』13巻1号（島嶼資料センター）に掲載。

が作つた49年12月29日付草案の解説書には、「対馬、竹島および礼文より東の日本海にあるより小さな島々はほぼ排他的に日本人が居住し、長く日本とと考えられており、『暴力と貪欲によつて奪われた』のではなく、これらの島々を日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう」とある。竹島はカイロ宣言に「暴力と貪欲によつて奪われた」島ではない。

②「旧日本領土の処分に関する協定」は49年12月15日付草案の付属文書である。慎鏞夏氏が触れていないその条約草案本文では竹島は日本領になつてゐる。条約本文と矛盾する付属文書などありえない。「旧日本領土の処分に関する協定」で竹島を韓国領にしたのは、同年11月2日付草案の日本が放棄する朝鮮の島々を決めた条項をもとに試しに協定案を作つてみたためだつた。その草案では竹島が朝鮮領とされていたのである。

③平和条約に竹島の名前がないのは日本が保持する島々を決めた条項がないためであつて、竹島を日本領に残す米国の決定は変わらなかつたことはすでに述べた。

竹島は日本が「暴力と貪欲によつて奪つた朝鮮の領土であつたに違ひない。よつて「旧日本領土の処分に関する協定」にこそあるべき真実がある。平和条約に竹島の名前はないのだから「旧日本領土の処分に関する協定」にしたがつて竹島は韓国領になるはずだ。慎鏞夏氏の主張はこのようなり立ちえない願望に基づく。

竹島の領有根拠がない韓国は、自國に有利に見える断片的な資料で日本を揺さぶってきた。しかし竹島問題研究が深化した今、そのような手法はもはや通用しない。なお、「旧日本領土の処分に関する協定」は国立国会図書館憲政資料室に複写物がある（請求記号